

平成二十四年十一月十三日提出
質問第四六号

外務省欧州局ロシア課長による贈与等報告等に関する再質問主意書

提出者 浅野 貴博

外務省欧州局ロシア課長による贈与等報告等に関する再質問主意書

前回質問主意書でその全文を掲載しているが、本年十月二十六日付東京新聞に「本音のコラム ロシア課長の奇妙な発言」と題する、元外務省国際情報局主任分析官の佐藤優氏の文章が掲載されている。右の文章（以下、「佐藤コラム」とする。）で指摘されている、元外務事務次官の野上義二氏、外務省欧州局ロシア課長の宇山秀樹氏と、ロシア関係者との会食（以下、「会食」とする。）につき、「前回答弁書」（内閣衆議一八一第二一号）では「本年十月十八日に御指摘の会食が行われた事実はないと承知している。御指摘の元職員及び職員は、同月十七日にロシア側関係者と会食（以下「本件会食」という。）を行ったと承知している。」との答弁がなされている。更には「御指摘の職員は、本件会食に公務として出席したと承知している。」、「本件会食の費用は、公益財団法人日本国際問題研究所が負担したと承知している。」と、宇山課長は公務として右会食に出席し、その費用は国際問題研究所により支出されたことが明らかにされている。右を始めとする「前回答弁書」の内容を踏まえ、再質問する。

一 前回答弁書にもある公務の定義如何。

二 一般に、外務省職員が公務として会食に出席する際、事前、そして事後に、外務省のどの部署のどの者

に対し、どのような内容の申請、報告を行うことが義務付けられているのか説明されたい。

三 「前回答弁書」にある、「会食」に出席した「ロシア側関係者」とは誰か。

四 三の者を含め、宇山課長、野上理事長以外に「会食」に出席した者は誰か、その官職氏名等を全て明らかにされたい。

五 「会食」に関し、宇山課長より二の外務省の部署に対し、事前にどんな申請がなされているのか明らかにされたい。

六 「会食」に関し、宇山課長より二の外務省の部署に対し、事後にどのような報告がなされているのか説明されたい。特に、「会食」の際に宇山課長、野上理事長よりどのような発言がなされたと報告されているのか、右は「佐藤コラム」の内容と合致するのか、詳細に説明されたい。

七 五並びに六の宇山課長の事前の申請並びに事後の報告は、事実を適切に反映したものであるか。外務省の見解如何。

八 宇山課長は、「佐藤コラム」に書かれているような発言を野上理事長そして自身が「会食」の際にしたのか否か、本年十月二十六日と十一月一日、当方から電話で問い合わせがなされた際、「会食」は私的な

ものであり、またアルコールも入っていたため、詳細な内容ははっきりと記憶していない旨話していたと当方は記憶しているが、確認を求める。

九 宇山課長は、なぜ「会食」を公務ではなく私的なものである旨の虚偽の説明を、当方に対して電話で行ったのか、その理由を説明されたい。

十 一般に外務省職員が、「会食」のような宴席に公務として出席する際、記憶が定かでなくなるほどアルコールを飲用することは適切であるか。

十一 公務として出席した宇山課長の「会食」における言動は適切であったか。外務省の見解如何。

右質問する。